

中小企業従業員等就労環境向上支援金

このコロナ禍において従業員等の働きやすい就労環境づくりなど自主的な取り組みを行う**市内事業者等**に対して支援金を支給します。



1 対象者

令和3年8月1日以前から市内で事業を営み、従業員等の働きやすい就労環境づくりなど自主的な取り組みを行う

①法人格を有する事業者

会社、NPO法人(特定非営利活動法人)、社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、中小企業等協同組合法に基づく組合など全ての法人(対象外事業者は除く)

②個人事業者(事業収入が主な収入である者に限る) ※副業、被扶養者は除く

対象外事業者 ●風営法上の性風俗関連特殊営業 ●川口市暴力団排除条例に規定する暴力団などに関する事業者 ●宗教法人 ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと本市が判断した者

2 支援金額

●従業員等がいる場合 一律 **5万円** ●従業員等がない場合 一律 **1万円**

3 申請書配布場所

●第一本庁舎(5階1番窓口) ●川口駅前行政センター ●支所
●川口商工会議所 ●鳩ヶ谷商工会 ●川口緑化センター

※申請書は市ホームページからダウンロードもできます。 ※郵送を希望するかたはお問い合わせください。

4 申請期間・方法

①郵送 **申請期間 11月1日(月)～12月24日(金) (消印有効)**

〒332-8799 本町2-2-1 川口郵便局留め「川口市中小企業従業員等就労環境向上支援金事務局」あて

②電子申請 ※準備が整い次第、受け付けを開始します。

市ホームページ「川口市中小企業従業員等就労環境向上支援金」をご確認ください。



【上記申請が難しいかた】

③窓口申請(予約制) **申請期間 12月1日(水)～12月24日(金)**

※希望するかたは、事務局まで電話またはFAXでお申し込みください。

5 申請書類

- 申請書 ●振込先口座の通帳の写し
- 令和2年分の確定申告書類の写し など

※詳細は、市ホームページ、申請書をご確認ください。

申し込み・問い合わせ…川口市中小企業従業員等就労環境向上支援金事務局
(受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00)
☎048-291-8618 FAX048-291-8527



詐欺や悪徳商法にはご注意ください!
不明な点は左記までご連絡ください。

